

未来

人権教育啓発シリーズNO.5



「栃木県障害者差別解消推進条例」が平成28年4月1日に施行、10月1日完全施行されました。全ての県民が、障害や障害者に関する理解を十分深めるとともに、障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指して取り組んでいこうという条例です。そこで、今回は障がい者の人権について考えてみたいと思います。

障がい者差別のない 共生社会とちぎの実現を目指して

「栃木県障害者差別解消推進条例」では、以下の6項目が挙げられています。

1. 障害者差別解消推進のために（条例第3条）
2. 不当な差別的取扱い（条例第12条）
3. 合理的配慮（条例第13条）
4. 相談窓口あっせん（条例第14～18条）
5. 障害者差別対応指針（条例第7条）
6. 栃木県障害者差別解消推進委員会（条例第19条）



とちぎナイスハート推進
マスコット：ナイチュウ



お願いしたい合理的配慮



条例の中の「合理的配慮」とは、負担になりすぎない範囲で、障がいのある人が困っていること（社会的障壁）をなくすための配慮のことです。条例では「県は、合理的配慮をしなければなりません。県民や事業者は、障がいのある人からお願いがあったとき、合理的配慮をするよう努めなければなりません。」とされています。

合理的配慮を適切にするためには、障がいの特性や、その人が何に困っているかを知ることが重要です。また、一人一人の障がいには違いがあり、障がいが重複している人もいます。周りの状況によっても合理的配慮の仕方は違ってきます。これらのことを知った上で私たちは、障がいのある人とサポートする人が話し合い、一人一人にあった合理的配慮をすることが大切です。



「ヘルプマーク」
援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくなるマークです。ほかに、上のようなマークがあります。



障害者のための
国際シンボル
マーク



盲人のための
国際シンボル
マーク



身体障害者
標識



聴覚障害者
標識



耳マーク



ほじょ犬
マーク



オストメイト
マーク



ハート・プラス
マーク



おもいやり駐車スペース



栃木県では、障がいのある人、高齢の人、難病の人、妊産婦など全ての県民が、積極的に社会参加できるような生活環境を整備していくため、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、ソフト面・ハード面からのバリアフリー化を推進しています。おもいやり駐車スペースは、車いすを利用する人や障がいなどにより長い距離を歩くことが難しい人のためのものです。外見では障がいがあることがわからない人もいます。必要な人が利用できるよう、適正な利用に協力をしていきましょう。

合理的配慮を考えることは、全ての人にとって暮らしやすく、すごしやすい社会を作ることにもなります。そして、見た目のバリアをなくすことだけでなく、心のバリアもなくしていくことが大切です。

